

さいたまファミリー・サポート・センターとは

さいたまファミリー・サポート・センターは、安心して地域で子育てができるよう、子育ての支援や仕事と育児の両立できる環境を作ることを目的としています。

「子育てのお手伝いをして欲しい人〈依頼会員〉」と「子育てのお手伝いができる人〈提供会員〉」が会員となって地域ぐるみで子育て支援を行っています。

会員について

提供会員 さいたま市在住の方
子育て支援に理解と熱意があり、安全に子どもを預かることができる
心身共に健康な 20 歳以上の方
さいたまファミリー・サポート・センターの趣旨をよく理解し、賛同
していただける方

依頼会員 さいたま市に在住または在勤の方
小学校第 6 学年までの子どものいる方
さいたまファミリー・サポート・センターの趣旨をよく理解し、賛同
していただける方

両方会員 提供会員、依頼会員の両方を兼ねる方

入会の手続きについて

提供会員・両方会員

入会説明会、講習会を受講してください。

依頼会員

- ・入会説明会に出席し、入会登録
- ・センターのホームページで、事業概要を確認し、入会申込書を郵送し入会登録
どちらかの方法で入会手続きができます。

※いずれの会員も入会に際し、本人確認が必要です。

センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し、さいたまファミリー・サポート・センター会員証を発行します。

センターの業務

- ①会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ②援助活動の調整
- ③会員に対して援助活動に必要な知識を取得するために行う講習会等業務
- ④会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- ⑤会報誌の発行その他の広報業務

援助活動内容

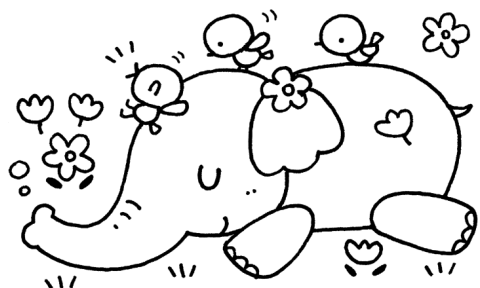
お子さんの送迎と預かり

(例)

- ①保育施設や学校、放課後児童クラブなどへの送迎
- ②習い事先への送迎
- ③出産前後の上の子どもの保育施設への送迎
- ④保育施設や学校、放課後児童クラブの開始前又は終了後の預かり
- ⑤保育施設や学校などが休みの時の預かり
- ⑥保護者が短時間就労、求職活動中の預かり
- ⑦ほかの子どもの学校行事の時の預かり
- ⑧保護者の病気やリフレッシュの時の預かり
- ⑨子供の軽度の病気または、病気回復期の預かり

援助できない内容

- ①家事援助（調理・洗濯・掃除等）
- ②自転車に子どもを乗せての送迎
- ③大人のいない自宅等への送迎
- ④子どもの急病時の保育施設等へのお迎え
- ⑤保護者の代わりに病院に連れていくこと



援助活動の報酬及び助成金について

依頼会員の支払い

① 援助活動の報酬（円／1時間）・・依頼会員の支払額

預かり人数 曜日・時間	1 人	2 人 (兄弟姉妹)	3 人 (兄弟姉妹)
基本時間 月～土 7時～19時	500 円	750 円	1,000 円
時間外 上記以外の時間帯及び 日・祝休日、年末年始	600 円	900 円	1,200 円

令和7年4月1日より

- ② 援助時間は、1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみなします。
- ③ 1時間を超える援助の場合、最後に出た端数は30分単位で計算をします。
端数が30分以下の時は1時間あたりの半額とし、30分を超える場合は1時間分となります。
- ④ 複数子ども（兄弟姉妹）を預ける場合、2人目から半額です。
- ⑤ 送迎の援助時間は、提供会員が援助のために自宅を出た時間から、援助が終了し、自宅に戻るまでにかかった時間で計算します。
- ⑥ 少しでも時間外にかかった場合は、1時間当たり600円で計算します。
端数の30分についても時間外が含まれる場合は、時間外の料金となります。
- ⑦ 同日に2回以上援助を行った場合、原則はそれぞれ別の活動とし、報酬を計算します。（送り先と提供会員宅の往復時間が1回目の援助と2回目の援助の間の時間ほぼ同等か長い場合、提供会員は、その近くで待機し、待機時間を活動時間に含め、1つの活動とすることもあります。）
- ⑧ 依頼会員の要請により提供会員が公共交通機関・タクシー等を利用した場合はその代金を支払い、自家用車を利用した場合は、実費（目安として5km毎に100円程度）を支払ってください。

- ⑨ 原則として食事（ミルク）・おやつ・おむつ等は依頼会員が用意してください。
 なお、これらについては、提供会員に負担をかけた場合は、その費用を依頼会員が支払ってください。

- ⑩ 取消し料（依頼会員が提供会員に支払ってください）
- ・利用予定日の前日まで・・・無料
 - ・利用当日・・・・・・・・・・依頼した時間の半額（上限２時間分）
 - ・無断取消・・・・・・・・・・全額

※ 報酬等の支払いは、援助活動終了後、依頼会員が提供会員に直接、お支払いください。

さいたま市の助成金について

- ① ファミリーサポートセンターの活動を広く利用してもらうため、令和７年４月より依頼会員の負担額を軽減し、提供会員へ市より報酬の一部を助成することになりました。

事業名	助 成 額
ファミリーサポートセンター 利用促進事業	１時間につき 500 円を乗じた額で、兄弟姉妹、複数の子どもを同時に預かった場合も同様（子ども毎 500 円を乗じた額）ただし、援助時間が 30 分以下の場合は 250 円とし、30 分を超え、1 時間以下は 500 円とする。

令和 7 年 4 月 1 日より

- ② 助成金は、1 時間につき 500 円です。兄弟姉妹も同額です。（30 分以下は 250 円）
- ③ 依頼会員との援助活動の報酬の受渡しが終わったら、援助活動報告書と一緒に申請書類をセンターに郵送します。（翌月 10 日まで）
- ④ 申請書類の確認後、後日さいたま市から指定口座に助成金が振込まれます。

援助活動を安心して援助活動を行えるよう、会員の援助活動中の事故に備え、賠償責任保険、傷害保険に一括して加入しています。

援助活動の流れ

①援助の申込み



援助依頼を希望する場合は、センターに電話でお申込みください。

②提供会員へ援助の相談



センターは提供会員に援助の相談をします。

③提供会員の紹介

センターは提供会員との調整がつき次第、依頼会員に連絡します。



※ 依頼会員は事前打合せ日までに事前打合せ票を記入しておきます。

④事前打合せ

提供会員のお宅で事前打合せを行います。



打合せでは、提供会員、依頼会員、援助対象の子ども、アドバイザーとで援助内容等について詳細に話し、お互いに確認し合います。

⑤援助活動開始



双方合意のうえ、援助活動が行われます。

⑥援助活動終了と報告

援助活動が終わったら、提供会員は「援助活動報告書」を記入し、依頼会員は内容を確認します。



⑦報酬等の支払い



援助を受けた依頼会員は直接、提供会員に報酬及び実費を支払います。
(月末までに)

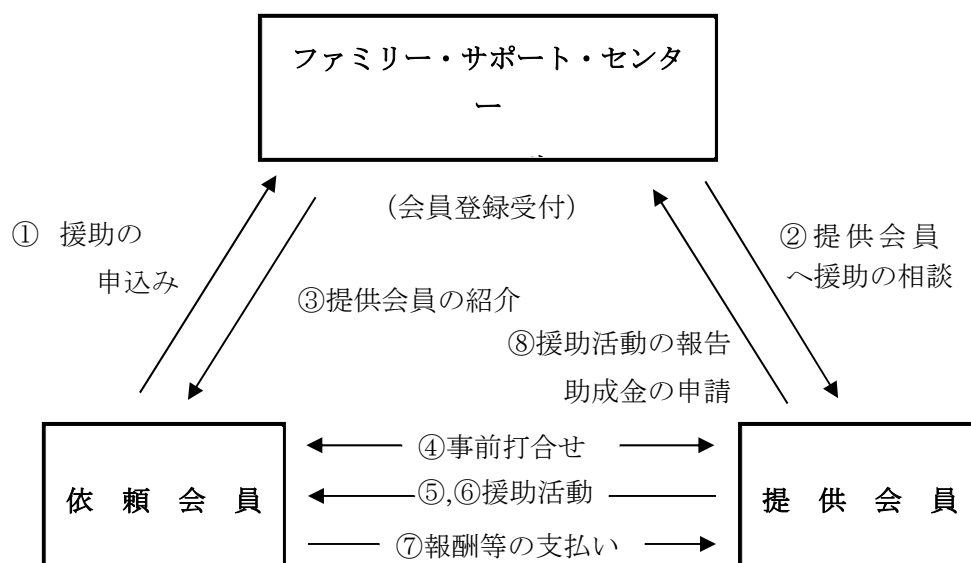
⑧援助活動の報告と助成金の申請

提供会員は1か月分の「援助活動報告書(3・4枚目)」をまとめ、申請書と一緒に翌月の10日までにセンターへ郵送またはご持参ください。(FAXは不可)

2回目以降の依頼

同じ提供会員に依頼する場合は、センターへ日時・内容を電話またはFAXでご連絡ください。

活動のしくみ

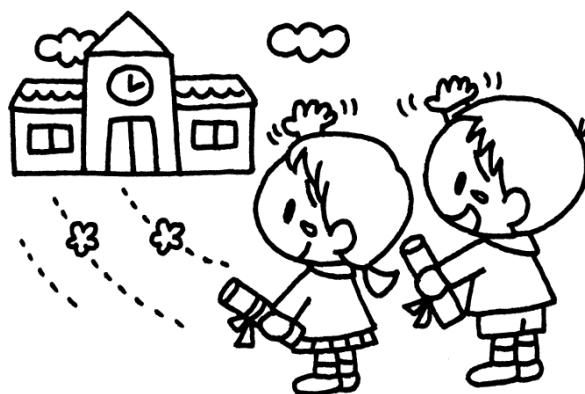


退会について

退会を希望する場合は、センターに連絡してください。

依頼会員は入会申込書兼会員票で登録している子どもが小学校を卒業されると、自動的に退会となります。

また両方会員においては登録している子どもが、小学校を卒業されると自動的に提供会員に変更となります。



会員の心得

全会員

- ① 気持ちよく活動できるよう、お互いの立場を思いやり行動しましょう。
- ② 相互援助活動により知り得た、他人の家庭のプライバシーは漏らさないようにしましょう。退会後においても同様です。
- ③ 政治、宗教、営利目的とする行為は行わないでください。
- ④ 会員として、届け出内容に変更があった場合は、速やかにセンターへ届けてください。
- ⑤ センターへの活動依頼及び活動報告書の提出のない援助活動については、補償保険は適用されません。

依頼会員

- ① 依頼は、必ずセンターに連絡してください。(留守番電話へメッセージで可)
- ② 依頼内容の変更やキャンセルは、提供会員に直接伝えていても必ず、センターへも連絡してください。
- ③ 依頼した援助内容以外の援助は、要求しないでください。
- ④ 約束した時間（開始、終了時間）は必ず守りましょう。万が一遅れる場合は必ず連絡しましょう
- ⑤ 依頼の取り消し・時間や内容変更は、極力避けるようにしましょう。
提供会員は、自分の予定を調整して活動時間を作っています。

提供会員

- ① 安全チェックリストにより常に子どもの安全を確認してください。
- ② 活動中は会員証を携帯し、保育施設のお迎えなど必要な時に提示してください。
- ③ 活動中は安全を第一に心がけ、子どもから目を離さないようにしましょう。
- ④ 活動中に事故等が発生した場合は、速やかにセンターへ連絡してください。
- ⑤ 講習会に参加しましょう。(お子さんを預かる際の安全面の向上・スキルアップのためにも是非参加してください。

